

## 商号等を続用する譲受人の責任に関する一考察（一）：商法一七条一項または会社法二二条一項の適用・類推適用について

著者	笹久保 徹
出版者	法学志林協会
雑誌名	法学志林
巻	116
号	1
ページ	21-65
発行年	2019-01-31
URL	<a href="http://doi.org/10.15002/00023103">http://doi.org/10.15002/00023103</a>

# 商号等を続用する譲受人の責任に関する一考察（一）

——商法一七条一項または会社法二二条一項の適用・類推適用について——

笹久保 徹

## 目次

- 第一款 はじめに
- 第二款 営業譲渡ならびに商法一七条および会社法二二条の概要
  - 【一】 類型
  - 【二】 判例の傾向
  - 【三】 小活（以上、本号）
- 第三款 商法一七条一項等の立法経緯
- 第四款 商法一七条一項等の立法趣旨
  - 【一】 立法時の状況
  - 【二】 学説
- 第五款 商号続用に関する判例
  - 第六款 屋号続用に関する判例
  - 第七款 判例における外観理論説
  - 第八款 商号または屋号以外の標識の続用について
  - 第九款 商号等の続用に関する判例から見出される基準
  - 第十款 おわりに

## 第一款 はじめに

商法一七条一項は、営業譲渡の譲受人が営業譲渡にともなって譲渡人の商号を引き続き使用（Ⅱ続用）する場合に

商号等を続用する譲受人の責任に関する一考察（一）（笹久保）

は、譲受人も譲渡人の営業によって生じた債務を弁済する責任を負うと規定する。会社に関しては、会社法二二条一項に同様の規定が存在する。<sup>(1)</sup>このような譲受人の責任は、講学上、「商号統用責任」と呼ばれている。

商法一七条一項又は会社法二二条一項（以下、両条項をあわせて「商法一七条一項等」という。）が昭和一三年商法改正において新設されて以後、判例は、一貫して、その適用領域を拡張している。拡張の方向は二つである。その第一は、営業譲渡以外の場合に、商法一七条一項等を類推適用するものである。具体的には、現物出資、営業の賃貸借、または、会社分割等がなされた場合に商法一七条一項等を類推適用するものである。第二は、譲受人が譲渡人の商号以外の標識<sup>(2)</sup>（例えば、屋号等）を統用する場合に、商法一七条一項等を類推適用するものである。

本稿は、右記の第二の拡張方向、すなわち、譲受人が譲渡人の商号以外の標識を統用する場合に焦点をあて、商法一七条一項等の類推適用を検討するものである。<sup>(3)</sup>また、本稿は、主として判例の分析に重点をおき、判例における商法一七条一項等の類推適用の状況、拡張の可能性および限界、ならびに、その際に用いられる基準を考察するものである。

本稿は、商号統用に関する条文の立法経緯、立法趣旨、学説、および、判例を検討し、次いで、屋号の統用、判例における外観理論説を検討する。そして最後に、商号または屋号以外の標識の統用を検討する。

## 第二款 営業譲渡ならびに商法一七条および会社法二二条の概要

営業譲渡において、譲渡対象とされる営業（すなわち、一定の営業目的のため組織化され、有機的一体として機能する財産<sup>(4)</sup>）の具体的な内容（譲受人に移転する資産、債権・債務、事実関係等）は、譲渡人および譲受人によって営

業譲渡契約の中で定められることになる<sup>(5)</sup>。具体的な内容が明確に定められなかった場合、譲渡される営業に属する一切の資産、権利・義務、事実関係等が譲渡されるものと解されている<sup>(6)</sup>。このため、譲渡当事者間で特約のない限り、譲渡される営業によって生じた譲渡人の債務は、当該営業に含まれて譲受人に移転することになる。なお、営業譲渡の当事者間において譲渡人の債務が譲受人に移転する場合であっても、債務引受け（民法四七二条）、譲渡人のためにする弁済の引受け（民法四七四条）、または、債務者の交替による更改（民法五一四条）等の手続きが各別になされなければ、債権者に対する関係においては、依然として譲渡人が債務者の地位にとどまることになる<sup>(7)</sup>。

商法一七条一項等は、営業譲渡にもなって譲受人が譲渡人の商号を続用する場合に、譲渡人の債権者を保護するため、譲渡人の営業によって生じた債務に関して譲受人も弁済責任を負うと規定している<sup>(8)</sup>。この譲受人の責任は、譲渡人の債務に関して譲受人が併存的債務引受けをした場合と同一の効果を生じさせ、譲受人および譲渡人は不真正连带債務の関係になると解されている<sup>(9)</sup>。このため、債権者は、譲受人または譲渡人のいずれに対しても弁済を求めることができることになる<sup>(10)</sup>。また、この譲受人の責任は、譲受人が譲り受けた積極財産の額を限度とするものではなく、無制限であると解されている<sup>(11)</sup>。

商法一七条一項等が規定する「譲渡人の営業によって生じた債務」・「譲渡会社の事業によって生じた債務」とは、営業譲渡までに<sup>(12)</sup>営業から生じた一切の債務を意味すると解され、取引債務やその不履行による損害賠償債務のみならず、不法行為や不当利得によって生じた債務も含まれるとされる<sup>(13)</sup>。また、弁済期の到来していない債務も含まれ、さらに、営業譲渡がなされた時点において譲受人がその存在を知らなかった債務も含まれると解されている<sup>(14)</sup>。

なお、譲受人は、譲渡人の商号を続用する場合であっても、営業譲渡後、遅滞なく、譲受人が譲渡人の債務を弁済する責任を負わない旨の登記（＝免責の登記）をしたときは、商法一七条一項等の責任を免れる（商法一七条二項、

会社法二二条二項<sup>(16)</sup>。また、譲受人及び譲渡人が、営業譲渡後、遅滞なく、譲受人が譲渡人の債務を弁済する責任を負わない旨の通知（＝免責の通知）を債権者に対してしたときも、譲受人は商法一七条一項等の責任を免れる（商法一七条二項、会社法二二条二項<sup>(17)</sup>）。

### 第三款 商法一七条一項等の立法経緯

商号を続用した譲受人の責任を定める商法一七条一項等は、主としてドイツ商法二五条を模範とし、譲渡人の債権者を保護するために<sup>(18)</sup>、昭和一三年商法改正によって新設された規定である（なお、新設当時の条文番号は商法二六条一項である。以下「平成一七年改正前商法二六条一項」という<sup>(19)</sup>）。平成一七年改正前商法二六条一項は、平成一七年商法改正及び同年の会社法の制定に至るまで、一度も改められていない。

平成一七年商法改正及び同年の会社法の制定により、平成一七年改正前商法二六条一項は条文番号が変更されて商法一七条一項となり、同時に、会社の事業譲渡の場合には会社法二二条一項に規定されることになった。このような条文番号等の変更にもなっており、形式的な文言の変更もなされているが、条文内容の実質的な変更はなされていない<sup>(20)</sup>。現行法である商法一七条一項と会社法二二条一項の相違は、営業譲渡の当事者が会社以外の商人であるか会社であるかの違いである。両条項の構成および内容は実質的に同一である<sup>(21)</sup>。

### 第四款 商法一七条一項等の立法趣旨

商法一七条一項等は、營業讓渡にともなつて讓渡人の商号を続用した讓受人に対して、讓渡人の營業によつて生じた債務を弁済する責任を負わせる旨を規定しているが、このような責任を讓受人に課した理由は、讓渡人の債権者を保護するためである。この点につき、判例および学説上で争いはない。しかしながら、債権者を保護する根拠が何であるかに関しては、争いが生じている。この争点は、言い換えれば、商法一七条一項等の立法趣旨が何かという問題である。

商法一七条一項等の立法趣旨に関しては様々な見解が示されており、百家争鳴の状況である。以下では、立法時の状況および主な学説を検討する。

## 【一】 立法時の状況

まずは、商法一七条一項等が新設された昭和一三年商法改正時における帝国議会の状況から見てみよう（なお、新設当時の条文番号は商法二六条一項である。）。

当時の帝国議会議院委員会において、政府委員は、「營業讓渡ノアリマシタ場合ニハ、当事者間デ營業讓渡ノ約束ガ出来テ、營業讓渡ノ結果ヲ来スコトニナツテ居リマスガ、第三者ニハソレガ能ク分ラナイノデアリマス」と述べ、また、「營業ノ讓渡ガ当事者間ニアリマシテモ、其事ガ第三者ニハ能ク分ラナイト云フコトガ有リ得ルノデアリマス、況シテヤ營業ノ讓受人ハ營業ノ讓渡人ノ商号ヲ用ヒルト云フ場合ナドニ付テ考ヘテ見マスルト、第三者ハ營業讓渡ノアツタコトガ殆ド全ク分ラナイノデアリマス、例ヘバ同ジ伊勢屋ト云フ商号ヲ用ヒテ、サウシテ讓渡人ノ營業ヲ讓受人ガヤツテ居リマスト、此伊勢屋ト云フノハ依然トシテ前ノモノデアラウト思フコトハ、蓋シ当然デアルカモシレマセヌ」と述べている。<sup>(23)</sup>

右のように、昭和一三年商法改正時において、立法関係者は、人知れず営業譲渡がなされて営業主体が変更し、しかしながら、同じ商号のままで営業が継続している場合を想定している。<sup>(24)</sup>ここでは、営業の外形に変化がなく、第三者にとって営業譲渡がなされたことがわからないことが、債権者保護の理由として挙げられている。これは、後に紹介する外観理論説の理由付けであり、立法関係者は商法一七条一項等の立法趣旨を外観理論と捉えていた。

なお、商号続用をとまなう営業譲渡は、その一般的な状況を想定すると、商人が長年続けてきた商売を後継者に譲渡する場合や、商人が適切な対価と引き換えに営業を他の商人に譲渡する場合等が考えられる。このような通常の営業譲渡においては、譲受人は信用を重視し、営業に関する顧客や取引先を維持するために、営業に関する債権者を蔑ろにすることはほとんど考えられない。

しかしながら、譲渡人が、経営状況の悪化した企業の再建等を理由に、債務を営業から切り離し、債務を譲渡人に残したままで営業譲渡（又はこれに準じる行為）を行い、債権者を害することがありうる（このような場合、譲渡人と譲受人が共謀していることもあろう）。このような債権者を害する営業譲渡は、昭和一三年商法改正時から懸念されていた。当時の委員会の質疑応答を詳細に検討すると、商号続用責任が問題となる営業譲渡には、通常の営業譲渡のみならず、債権者に不測の損害を与える不当な営業譲渡も含まれることがわかる。すなわち、帝国議会衆議院委員会において、出席委員から「営業ノ譲渡ト云フコトハ直接ノ効果ト致シマシテハ、譲渡人ト譲受人トノ間ニ単ニ営業ノ移転ト云フ結果ヲ生ズルノデアリマセウ、此譲渡ヲ為ス原因ノ正、不正、善悪ニ於キマシテハ、第三者ニ不測ノ損害ヲ及ボスコトガ、営業ト云ウ性質ニ考ヘマシテ非常ニ重要デアルト云フコトガ、想像サレルノデアリマス、原因ノ不正ナル場合ニハ譲渡ノ形式手段ガ色々講ゼラレルノデアリマスガ、譬ヘテ申スナラバ、真実ハ譲渡デアリマシテ、形式ハ譲渡人ハ廃業致シマシテ、譲受人ガ新ニ開業スルト云フヤウナ方法ヲ執ル、サウシテ第三者ニ不測ノ損害

ヲ被ラシムルト云フコトヲ、往々ニシテ耳ニスルノデアリマス、私共多ク体験シタ実例デアリマスガ、サウ云フモノニ対シマシテハ、……商法独自ノ立場カラ何トカソレニ対シマシテ、取締ル方法ト云フモノハアリマセヌデセウカ」とする質問がなされ、これに対して、政府委員が、「第二十六条以下ニ於キマシテ、營業讓渡ヲ致シマシタ場合ニ第三者ヲ保護スル相当ノ規定ヲ、新設致シタノデアリマス、此讓渡ハ今仰セニナリマシタヤウナ甲ガ營業ヲ止メテ、乙ガ營業ヲ新ニ始メルト云フ形式ヲ取りマシテモ、ソレガ事實讓渡デアリマスナラバ、此処ノ所謂讓渡ニ皆入ルノデアリマス、ソレニ依リマシテ第三者ノ權益ハ相当に擁護サレテ居ルト思ウノデアリマス」と答えている。<sup>(25)</sup>

このように、昭和一三年商法改正当時において、既に実務においては債権者に不測の損害を与える不当な營業讓渡が頻発しており、立法関係者は、商号続用による讓受人の責任の規定を新設するにあたり、右のような不当な營業讓渡における債権者の保護を当然に想定していたのである。<sup>(26)</sup>

## 【二】学説

現在、商法一七条一項等の立法趣旨に関して、様々な学説が存在する。主な学説は次である。

### 【1】外観理論説

外観理論説は、營業讓渡にともなつて讓受人が讓渡人の商号を続用する場合に、讓渡人の債権者が、營業讓渡（營業主体の交替）を知らないか（營業主体同一性の外観）、または、營業讓渡を知つたとしても讓受人による債務の引き受けがあつたと信じるであろうから（債務引受の信頼）、このような債権者を保護するために、讓受人に弁済責任を課すとする説である。<sup>(27)</sup>

商号等を続用する讓受人の責任に関する一考察（一）（笹久保）



この説は外観理論に基づくため、本来的には、保護される債権者の主観的事情（＝債権者の善意・悪意。すなわち、債権者が、営業譲渡がなされたことを知らない、もしくは、知っていること、または、営業譲渡がなされたことを知りつつも、譲受人が債務を引き受けていないことを知らない、もしくは、知っていること。）が考慮されるはずであるが、外観理論説を主張する論者の多くが、債権者の主観的事情に言及しておらず、一般的に、外観理論説は債権者の主観的事情を問題にしないとされている。<sup>(28)</sup> 外観理論説を主張する論者の中でも一部の者のみが、悪意の債権者を保護しないとされている。<sup>(29)</sup>

昭和一三年商法改正時における立法関係者は、その要綱案の段階から一貫して、商法一七条一項等の立法趣旨を外観理論説の立場から説明している。<sup>(30)</sup> なお、昭和一三年商法改正時、同改正に直接には関わらなかったと思われる有力な学者らも、立法趣旨に対して異議を唱えていない。<sup>(31)</sup>

外観理論説は、商法一七条一項等が新設された昭和一三年商法改正時から現在に至るまで、通説の立場を維持しており、また、判例が採用する見解でもある。<sup>(32)</sup> しかしながら、今日においては他の学説も多くの支持を集めており、通説の立場が揺らぎつつある。

## 【2】 企業財産担保説

企業財産担保説は、商号を続用した譲受人の責任の根拠を、企業財産が営業上の債務の担保となっていることに求める説である。すなわち、譲渡人の企業財産が営業上の債務の担保となっているため、企業財産が移転すれば、債務を引き受けないことを積極的に表示しない限り、譲受人が併存的債務引受をしたものとみなして、企業財産の現在の所有者である譲受人にも責任を負わしめたとする。<sup>(33)</sup> また、この説は、企業財産の現在の所有者である譲受人が主たる

債務者の地位を占めることになるため、営業譲渡後二年の経過による譲渡人の免責（商法一七条三項、会社法二二条三項）を素直に説明できると主張する。なお、この説によれば、債権者の主観的事情（≡債権者の善意・悪意）は問題とならない。<sup>(34)</sup>

企業財産担保説は、企業財産が営業上の債務の担保となっていることに着目する説であるため、譲受人の責任額の上限は譲り受けた企業財産の額までとなりそうであるが、企業財産担保説を主張する論者の多くは、この点に言及しない。一部の論者のみが、譲受人は譲り受けた積極財産の限度でしか責任を負わない旨を示している。<sup>(35)</sup>

服部博士が企業財産担保説を提唱するまで、通説である外観理論説に対して異論を唱える者はほとんどいなかった。<sup>(36)</sup> 服部博士による企業財産担保説の提唱が、商法一七条一項等の立法趣旨に関する今日の活発な議論の嚆矢となった。

### 【3】 折衷説（≡外観理論説および企業財産担保説の折衷説）

折衷説は、外観理論説と企業財産担保説のいずれかでは商法一七条一項等の立法趣旨として不十分であるとし、外観信頼保護および企業財産の担保機能の両方が商法一七条一項等の立法趣旨であるとする説である。<sup>(37)</sup> 今日、商法一七条一項等の立法趣旨は一つの学説から説明できないとする主張が散見されるが、折衷説はこのような主張の走りと言えよう。

### 【4】 法定責任説

法定責任説は、商法一七条一項等が規定する譲受人の責任は商号統用の有無を責任存否の基準とする特別の法定責任であるとする説である。<sup>(38)</sup> この説は、その理由として、①いわゆる権利外観理論による責任とすると、二年経過によ

り譲渡人が免責を受ける営業債権者の範囲が確定しないこと（参照、商法一七条三項、会社法二二条三項<sup>39)</sup>）、②権利外観理論による責任とすると、債権者保護の為の規定（商法一七条三項、会社法二二条三項）が、二年経過によって、かえって悪意の債権者の方がなお譲渡人にかかっていけるという不都合を生ずること<sup>40)</sup>、③既存の学説にはそれぞれ致命的な欠陥があること等を挙げる。

### 【5】 営業活動参加説

営業活動参加説は、譲渡人が譲渡人の営業活動に参加するものと構成することによって、商法一七条一項等の立法趣旨を説明しようとする見解である<sup>42)</sup>。この説は、商号が営業に密接しており、譲渡人が譲渡人の商号を続用する場合には譲渡人は対外的には譲渡人の営業活動に参加するものとして扱われるとし、合名会社の成立後に加入した社員がその加入前に生じた会社債務について責任を負う（平成一七年改正前商法八二条（現行の会社法六〇五条））のと同様に、譲渡人の営業活動に参加した譲受人は、参加以前に生じていた営業上の債務についても責任を負うと考える。

### 【6】 譲受人意思説

譲受人意思説は、商法一七条一項等の立場を解釈論の範囲で説明するためには、債権者側からではなく、譲受人側の事情から説明するほかはないとし、商号を続用する譲受人の責任の根拠を譲受人の意思に求める見解である<sup>43)</sup>。この説は、営業譲渡にともなって商号を続用する譲受人には営業上の債務も承継する意思があることが通常であり、商号を続用しない譲受人にはその意思がないものとして、商法の規定がなされたと解さざるをえないとし、商号続用から譲受人の債務承継の意思が推定されるとする<sup>44)</sup>。

さらに、商法一七条二項又は会社法二二条二項、及び、商法一八条一項又は会社法二三条一項も、譲受人の意思を基準に解釈することで、商法一七条一項又は会社法二二条一項と共に商法の立場を総合的に理解できるとする。<sup>(45)</sup>

## 【7】 サンクシオン説

サンクシオン説は、商法一七条一項等を、商法一七条二項又は会社法二二条二項の措置がとられるように誘導するためのサンクシオンであるとする見解である。<sup>(46)</sup> この説は、まずはじめに、これまでの判例から商法一七条又は会社法二二条の適用が現実の問題とされるのは、譲渡人の弁済資力が危機的状況となつて譲渡人が債務を切り離した営業を譲受人に譲渡してビジネスの再建を図ろうとする場合であり、従来のいずれの学説も営業譲渡の実体・実状と剝離しており、債権者保護に傾斜しすぎた解釈であると述べる。<sup>(47)</sup> 次に、譲渡人の弁済資力が大幅に低下した状況であるにも関わらず、優先的弁済権を確保する努力を怠つた債権者を特に保護する必要はないとし、営業譲渡が詐欺的な場合に債権者を保護すべきとする。<sup>(48)</sup> そして、商法一七条又は会社法二二条は、譲渡人と譲受人が、譲渡人の債権者を無視して抜け駆けるような営業譲渡を行い、一方的で詐欺的な再建が行われることを防止するために定められたルールであると考えられる。この説は、商法一七条二項又は会社法二二条二項の規定する措置をとらない限り、商法一七条一項又は会社法二二条一項により商号を継用する譲受人が当然に譲渡人の債務を引き受けたものと扱うことで、商法一七条一項又は会社法二二条一項を、商法一七条二項又は会社法二二条二項の措置がとられるように誘導するための法的ルール<sup>(49)</sup>（すなわち、サンクシオン）であると理解するのである。

右で示したように、商法一七条一項等の立法趣旨に関しては、少なくとも七つの学説が存在する。そして、一部の

学者からは、いずれかの学説をもって商法一七条一項等の立法趣旨を完全に説明することは困難であるとの主張がなされている。<sup>(50)</sup>

本稿は、判例の分析・検討に焦点を当てているため、各学説の理論、問題点、対立等を詳細に検討することはしない。<sup>(51)</sup>以下、本稿は、判例が採用している外観理論説にもとづき議論を進めることにする。<sup>(52)</sup>

## 第五款 商号統用に関する判例

### 【一】類型

商法一七条一項等は、譲渡人の商号を統用する譲受人の責任を規定している。統用される対象は、譲渡人の「商号」である。商号とは、商人が営業上自己を表示するために用いる名称である（通説）。<sup>(53)</sup>商号は、対外的に自己を表示する名称であるため、文字で表示でき、呼称できるものでなければならない。<sup>(54)</sup>

本稿は、譲受人が譲渡人の「商号」を統用する判例から検討する。商号統用に関する判例が、本稿が後に検討する屋号統用に関する判例、および、商号又は屋号以外の標識の統用に関する判例の基礎となる。

商号統用の事案において、譲渡人の商号と譲受人が統用する商号が完全<sup>(55)</sup>に同一である場合、裁判所は、完全に同一であるが故に、容易に商号統用を認定することができる。しかしながら、実際には多くの事案において、譲受人は譲渡人の商号と若干異なる商号を統用している。

この点に関して、判例は、譲渡人の商号と譲受人の使用する商号の厳密な一致を求めることなく、緩やかに解して、

取引通念上同一であれば商号続用を認めている。学説上も異論はない。具体的に、譲受人によって使用される商号がいかなる商号であれば商号続用が認められるかについては、相当数の判例の蓄積がある。商号続用が認容された事実を分類すると、およそ次のようになる。

第一、会社の種類名の位置を変更した商号に商号続用が認められた事実。

譲受人が譲渡人の商号に含まれる「○○会社」の位置を変更した場合に、裁判所は商号続用を認めている。例えば、「株式会社内外タイムス」(譲渡人の商号)と「内外タイムズ株式会社」(譲受人の使用した商号)の事実<sup>(56)</sup>、「万善株式会社」(譲渡人の商号)と「株式会社マンゼン」(譲受人の使用した商号)の事実<sup>(57)</sup>、「株式会社北浦ゴルフ倶楽部」(譲渡人の商号)と「北浦ゴルフ倶楽部株式会社」(譲受人の使用した商号)の事実<sup>(58)</sup>、「仙禽酒造株式会社」(譲渡人の商号)と「株式会社せんきん」(譲受人の使用した商号)の事実等<sup>(59)</sup>である。

第二、会社の種類を変更した商号に商号続用が認められた事実。

譲受人が譲渡人の商号に含まれる会社の種類を変更した場合に、裁判所は商号続用を認めている。例えば、「有限会社米安商店」(譲渡人の商号)と「合資会社新米安商店」(譲受人の使用した商号)の事実<sup>(60)</sup>、「三洋タクシー合資会社」(譲渡人の商号)と「三洋タクシー株式会社」(譲受人の使用した商号)の事実<sup>(61)</sup>、「鹿島運輸合資会社」(譲渡人の商号)と「鹿島運輸株式会社」(譲受人の使用した商号)の事実等<sup>(62)</sup>である。

第三、譲渡人の商号に会社の種類名を付加した商号に商号続用が認められた事実。

譲渡人が譲渡人の商号に「〇〇会社」を付加した場合に、裁判所は商号続用を認めている。例えば、「名和洋品店」(譲渡人の商号)と「株式会社名和洋品店」(譲受人の使用した商号)の事案、<sup>(63)</sup>「ステッキオカダ」(譲渡人の商号)と「有限会社ステッキオカダ」(譲受人の使用した商号)の事案、<sup>(64)</sup>「大阪屋」(譲渡人の商号)と「株式会社大阪屋」(譲受人の使用した商号)の事案、<sup>(65)</sup>「鉄玉組」(譲渡人の商号)と「株式会社鉄玉組」(譲受人の使用した商号)の事案、<sup>(66)</sup>「中村梱包」(譲渡人の商号)と「中村梱包株式会社」(譲受人の使用した商号)の事案等である。<sup>(67)</sup>

第四、主要・主体部分が同一である商号に商号続用が認められた事案。

譲渡人の商号と譲受人の使用する商号の主要部分が同一である場合に、裁判所は商号続用を認めている。例えば、「株式会社日進堂」(譲渡人の商号)と「有限会社カメラの日進堂」(譲受人の使用した商号)の事案、<sup>(68)</sup>「有限会社米安商店」(譲渡人の商号)と「合資会社新米安商店」(譲受人の使用した商号)の事案、<sup>(69)</sup>「株式会社日本電気産業社」(譲渡人の商号)と「株式会社日本電気産業」(譲受人の使用した商号)の事案、<sup>(70)</sup>「建築工房かわきた」(譲渡人の商号)と「かわきた建築株式会社」(譲受人の使用した商号)の事案、<sup>(71)</sup>「丸大自動車運送店」(譲渡人の商号)と「丸大運送株式会社」(譲受人の使用した商号)の事案、<sup>(72)</sup>「有限会社笠間電化センター」(譲渡人の商号)と「株式会社笠間家庭電化センター」(譲受人の使用した商号)の事案、<sup>(73)</sup>「株式会社キャロン」(譲渡人の商号)と「株式会社キャロン製靴」(譲受人の使用した商号)の事案、<sup>(74)</sup>「株式会社内外タイムス」(譲渡人の商号)と「内外タイムズ株式会社」(譲受人の使用した商号)の事案、<sup>(75)</sup>「万善株式会社」(譲渡人の商号)と「株式会社マンゼン」(譲受人の使用した商号)の事案、<sup>(76)</sup>「株式会社藤和」(譲渡人の商号)と「株式会社藤和リフォーム」(譲受人の使用した商号)の事案、<sup>(77)</sup>「イオキ商事株式会社」(譲渡人の商号)と「イオキ株式会社」(譲受人の使用した商号)の事案、<sup>(78)</sup>「仙禽酒造株式会社」(譲渡人の商

号)と「株式会社せんきん」(譲受人の使用した商号)の事案、<sup>(79)</sup>「Aコーヒー株式会社」(譲渡人の商号)と「九州A  
コーヒー株式会社」(譲受人の使用した商号)の事案等<sup>(80)</sup>である。

右の第一ないし第四の類型において、譲渡人の商号と譲受人の使用する商号の同一性の判断は、商号の字句そのものから形式的になされることを原則としている。

しかしながら、判例の一部は、商号の字句以外の実質的な事情も判断材料としている。例えば、東京地判昭和四二年七月二日(「第一化成株式会社」(譲渡人の商号)と「第一化成工業株式会社」(譲受人の使用した商号)の事案)において、裁判所は、譲渡人と譲受人に関する人的構成上の関連性、営業目的、得意先に対する通知、その引継の有無、営業譲渡の動機等といった諸般の状況を考慮している。<sup>(81)</sup>また、札幌地判昭和四五年二月二五日(「マルト食品興業株式会社」(譲渡人の商号)と「マルショウ食品興業株式会社」(譲受人の使用した商号)の事案)において、裁判所は、譲受人が、譲渡人の看板、納品書、及び、受領書用紙等をそのまま使用して、外観上、譲渡人と区別がつかないような型態で同一営業を行なったことを考慮している。<sup>(82)</sup>

商号の同一性を判断する際に、商号の字句のみならず、それ以外の実質的な事情をも考慮する右のような判例に対して、学説は批判的である。学説からは、商号以外の要素がほとんど同一であれば、譲渡人の商号と相当かけ離れた商号を譲受人が使用する場合でも商号統用に該当する可能性が生じうるとする懸念<sup>(83)</sup>や、商号の字句以外的事实関係を考慮することは商号統用という外観への信頼とは異質であるとする指摘<sup>(84)</sup>が示され、さらに、商法一七条一項等は商号統用のときに営業譲渡当事者間に債務の引受があるであろうと信頼する債権者を保護する規定であるから、商号統用があれば譲受人の責任が生じるべきとする批判<sup>(85)</sup>、問題の解決を同一性の理論と混同させるとする批判<sup>(86)</sup>、本来は法人格



否認の法理や詐害行為取消権におけるファクターを持ち込んでいるとする批判<sup>(87)</sup>がなされている。そして、商法一七条一項等はあくまでも商号の形式的同一性を中心に判断するのであるから、他の事情は補助的な判断材料にとどめるべきとする主張がなされている。<sup>(88)</sup>

## 【二】判例の傾向

右で述べたように、商号続用が争われる事案において、裁判所は、一般的に、譲渡人の商号と譲受人の使用する商号の同一性を商号の字句そのものから形式的に判断している。そして、その際には、譲渡人の商号と譲受人の使用する商号が完全に同一であることを要求することなく、取引通念上同一であればよいとする緩やかな基準を用いている。

判例が、このような取引通念上同一であればよいとする緩やかな基準を用いる際に想定している債権者は、抽象的には、商人ではなく、一般人であると考えられる。<sup>(89)</sup>なぜなら、商法一七条一項等が保護する債権者は、譲渡人と取引をなすような商人に限られず、譲渡人が営む商店の発行した商品券を保有している一般消費者<sup>(90)</sup>や、譲渡人又はその従業員等による不法行為の被害者（一般人）であることもありうるためである。

一般人は、多くの場合、商人の商号を正確に覚えておらず、事ある毎に商号を確認することもない。日常的に、商号を略して呼んでいることも珍しいことではない。また、商号中の「会社」の位置（例、「A株式会社」、「株式会社B」）や会社の種類を、それほど気にしていないこともある。商号を表記する文字の種類（漢字・ひらがな・カタカナ・ローマ字等）にも注意を払っていないことさえある。最近の商人（特に会社）<sup>(91)</sup>は、カタカナ表記で非常に長い商号や、ローマ字等を用いた商号を使用していることもあり、これを正確に覚えていることを一般人に求めることには無理がある。一般人からすれば、商号の同一性を判断する際に最も重視する点は商号の主要部分であり、さらに言え

ば、主要部分の読み方ということになるのではないだろうか。<sup>(92)</sup>

判例は、右記のように商号の同一性を緩やかな基準で判断し、加えて、営業譲渡の事実に関しても比較的容易に認める傾向がある。<sup>(93)</sup> このため、商号統用に関する訴訟は原告（＝債権者）側にかなり有利な争いとなっている。筆者が入手することができた商号統用を争った判例は、全部で五〇件である。<sup>(94)</sup> この内の三九件において、裁判所は譲受人による商号統用を認め、商法一七条一項等の適用・類推適用により譲受人に責任を課している。<sup>(95)</sup>

### 【三】 小活

商法一七条一項等が規定する譲受人の商号統用責任は、昭和一三年商法改正によって新設されて以後、今日に至るまで、多くの判例によって認められてきた。判例は、譲渡人の商号と譲受人の使用する商号から商号統用の有無を判断する際に、取引通念上同一であればよいとする緩やかな基準を用いて、比較的容易に商号統用を認容してきた。商号統用を争う訴訟は、原告（＝債権者）側にとってかなり有利なものとなっている。

本稿が次款以降で述べるように、判例は、このような比較的容易に統用を認める姿勢を商号以外の標識が統用される事案においても維持している。判例は、外観理論説を基礎に、商法一七条一項等の適用領域を拡張していく。

#### 【注】

- (一) 商法における「営業」と会社法における「事業」は、実質的には同一であるとされているため、本稿は両者をあわせて「営業」という（江頭憲治郎『株式会社法（第七版）』九五九頁注（一）（有斐閣、二〇一七）、神田秀樹『会社法（第二〇版）』三四八頁注（一）（弘文堂、二〇一八）、田中亘『会社法』六五八頁（コラム 6.6.6）<sup>(96)</sup>（東京大学出版局、二〇一六）、拙稿『「営業」と「事業」の同一性についての一考察』法学志林一一五巻三号九三頁（二〇一八））。

なお、正確には、商法における営業の譲渡を「営業譲渡」といい、会社法における事業の譲渡を「事業譲渡」というが、本稿は両者をあわせて「営業譲渡」という。また、営業譲渡の当事者を、商法は「譲渡人」および「譲受人」と規定し、会社法は「譲渡会社」および「譲受会社」と規定している（商法一六条一項・一七条一項、会社法二一条一項・二二条一項）が、本稿は、「譲渡人」および「譲渡会社」をあわせて「譲渡人」といい、「譲受人」および「譲受会社」をあわせて「譲受人」という。

(2) 標識とは、ある対象を他の対象と区別するための印・目印である（小野昌延『三山峻司編『新・註解商標法（上巻）』九頁、八二—八三頁（小野昌延）（青林書院、二〇一六）』。参照、金田一春彦『池田弥三郎編『学研国語大辞典（第二版）』一六六頁（学習研究社、一九八九）、小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典（第二版）』一卷五三〇頁（小学館、二〇〇一）、松村明編『大辞林（第三版）』二二六〇頁（三省堂、二〇〇六）、新村出編『広辞苑（第七版）』二四九五頁（岩波書店、二〇一八）』）。

なお、標識は標章を含む概念であり、標章は商標を含む概念である。標章とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるものである（商標法二条一項）。商標とは、標章であつて、かつ、業として商品を生産し、証明し、もしくは、譲渡する者がその商品について使用をするもの、または、業として役務を提供し、もしくは、証明する者がその役務について使用をするものである（商標法二条一項）。

(3) 本稿は、判例の第一の拡張方向、すなわち、営業譲渡以外の場合（現物出資、営業の賃貸借、会社分割等）における商法一七条一項等の類推適用を検討するものではないが、必要な限りにおいてこれらの事案についても言及する。なお、本稿は、これらの事案において営業譲渡の譲渡人に相当する者、すなわち、現物出資者、営業の賃貸人、分割会社をあわせて「譲渡人」といい、営業譲渡の譲受人に相当する者、すなわち、現物出資によつて設立された会社、営業の賃借人、会社分割の設立会社・承継会社をあわせて「譲受人」という。

(4) 営業の定義に関しては学説上争いがあるが、本稿はこの点を直接には問題としないため詳しく論じない（参照、江頭・前掲注（一）九五頁注（一）、神田・前掲注（一）三五—三三二頁、柴田和史『会社法詳解（第二版）』四六三—四六四頁（商事法務、二〇一五））。

(5) 大隅健一郎『商法総則（新版）』三〇七—三〇八頁、三一頁（有斐閣、一九七八）、鴻常夫『商法総則（新訂第五版）』一四四—一四五頁（弘文堂、一九九九）、江頭・前掲注（一）九五頁。

(6) 大判明治三三年一月七日民録六輯一〇卷四二頁（運送其他ノ営業ヲ譲渡スニ当テハ原判決ニ説明セシ如ク店舗貨物債権債務得意先及ヒ商業帳簿等ハ総テ之ヲ譲渡スヲ通常トス故ニ之レカ反証アリタル限りハ総テ其譲渡アリタルモノト推定セサルヘカラス然レハ原判決ニ営業ノ譲渡中ニ通常包含スヘキ営業上ノ債務モ共ニ譲渡シタルモノト判定シタルハ違法ニアラス）。

- 竹田省『商法総則・商行為法』（商法総則）九五頁（新書出版、合冊復刻版、一九九七）（初出一九三二）、田中誠二『全訂商法総則詳論』二二三頁（勁草書房、一九七六）、大隅・前掲注（5）三二二頁、石井照久『鴻常夫』商法総則（商法I）（第三版）一〇二頁（一九七五）、鴻・前掲注（5）一四五頁。
- （7）大森忠夫『新版商法総則講義』二五四頁（有信堂、一九六四）、石井『鴻・前掲注（6）一〇三頁、大隅・前掲注（5）三二六一—三二七頁、鴻・前掲注（5）一四九頁、森本滋編『商法総則講義（第三版）』八五頁（前田雅弘）（成文堂、二〇〇七）。
- （8）商法一七条一項等の規定する譲受人の商号統用責任の成立要件は、①営業譲渡があること、②譲受人による譲渡人の商号の統用、③譲受人が責任を負うことになる債務が譲渡人の営業によって生じた債務であることである（商法一七条一項、会社法二二条一項）。
- （9）石井『鴻・前掲注（6）一〇四頁、田中誠二』喜多了祐『全訂コンメンタール商法総則』三〇一頁（勁草書房、一九七五）、田中（誠）・前掲注（6）二二二—二三三頁、大隅・前掲注（5）三二七頁、服部栄三『商法総則（第三版）』四二六頁（青林書院、一九八三）、大隅健一郎ほか編『判例コンメンタール13上 商法III上（総則商行為）（増補版）』一一二頁、一一三頁（永井和之）（三省堂、一九八五）、鴻・前掲注（5）一四九頁、前田（雅）・前掲注（7）八六頁、江頭憲治郎編『会社法コンメンタール1 総則・設立（1）』二〇八頁、二一六頁（北村雅史）（商事法務、二〇〇八）。
- （10）譲渡人の責任は、営業を譲渡した日後二年以内に、債権者が請求または請求の予告をしないと消滅する（商法一七条三項、会社法二二条三項）。
- （11）伊澤孝平『註解商法総則』一〇一頁（法文社、一九四九）、大隅・前掲注（5）三二八頁、鴻・前掲注（5）一四九頁、前田（雅）・前掲注（7）八六頁、北村・前掲注（9）二二五頁、落合誠一ほか著『商法I 総則・商行為（第五版）』二二九頁（大塚龍児）（有斐閣、二〇一三）。
- （12）東京高判昭和五六年六月一八日下民集三三卷五ノ八号四一九頁（笠間家庭電化センター事件控訴審判決）、東京地判昭和六〇年一月二六日金判七五六号二五頁（肉の宝屋チェーン事件）。
- （13）最判昭和四一年三月一八日金融判例一号一七頁（三興基礎工業事件最高裁判決）、東京地判平成一六年七月二六日金判一二三二一四二頁（レイク事件）。
- 田中（誠）・前掲注（6）二二三頁、大隅健一郎・前掲注（5）三二八頁、服部栄三『星川長七編』基本法コンメンタール 商法総則・商行為法（第四版）別冊法セ一四七号四八頁、四九頁（大原栄一）（一九九七）、鴻・前掲注（5）一四九頁、北村・前掲注（9）二二五頁。
- （14）大隅・前掲注（5）三二八頁、大原・前掲注（13）四九頁、神崎克郎『商法総則・商行為法通論（新訂版）』一五三頁（同文館、

一九九九)。

(15) 伊澤・前掲注(11)一〇一頁、大隅・前掲注(5)三一八頁、服部・前掲注(9)四一七頁、大原・前掲注(13)四九頁、神崎・前掲注(14)一五三頁、北村・前掲注(9)二一五頁。

(16) 免責の登記は、譲受人の商号(譲受人が会社の場合には譲受会社の会社)の登記記録になされる(商業登記規則五三条)。免責の登記は譲受人のみからの申請によってなされるが、譲受人は、免責の登記の申請に譲渡人の承諾書を添付しなければならない(商法一七条二項、会社法二二条二項、商業登記法三一条)。

なお、商法一七条二項および会社法二二条二項は、営業譲渡にともない譲受人が譲渡人の商号を統用する場合の免責の登記を規定しているが、実務上、会社分割の場合または屋号を統用する場合に關しても免責の登記が認められているようである(「質疑応答【776】屋号のみを統用する場合における商法第二六条第二項の免責の登記の受否」登記研究六六〇号二〇八頁(二〇〇三))、「商業登記の葉13【参考質疑応答】」登記研究六七四号七頁、九九頁(二〇〇四)。「質疑応答【779】」新設会社が分割会社の商号を統用する場合における商法第二六条第二項の免責の登記の受否」登記研究六七五号二四七頁(二〇〇四)。

(17) 免責の登記は譲受人のみからの申請によってなされるが、免責の通知は譲受人及び譲渡人の両者によってなされる必要がある(商法一七条二項、会社法二二条二項、商業登記法三一条一項)。しかしながら、譲受人は、免責の登記の申請に譲渡人の承諾書を添付しなければならないため(商業登記法三一条二項)、つまるところ、免責の登記の場合および免責の通知の場合のいずれにおいても、譲受人及び譲渡人の両者の協力が必要ということとなる。

(18) 昭和一三年商法改正前において、我が国の商法は、営業譲渡における譲渡人の債権者を保護する規定を設けていなかった(第七三回帝國議會衆議院商法中改正法律案外二件委員會議録(速記)第三回(昭和一三年三月四日付官報二頁))。

なお、帝國議會に關連する議事録は、ウェブサイトの国会會議録検索システムによって検索・閲覽できる([http://teikokuugikai-irndi.go.jp/TEIKOKU/swt\\_startup.html](http://teikokuugikai-irndi.go.jp/TEIKOKU/swt_startup.html) 二〇一八年八月三日最終閲覽)。

(19) 松本丞治「商法改正要綱解説(一)」法協四九卷九号二六二頁、一六二九頁(一九三二)(同「私法論文集(統編)」(巖松堂書店一九三八)所収)、鳥賀陽然良ほか「商法改正案を評す(二)」論叢三四卷二七四頁、二九〇—二九一頁(一九三六)、田中耕太郎『改正商法総則概論』三四四頁(有斐閣、一九三八)、田中(誠)『喜多・前掲注(9)三〇一頁、竹内昭夫「判批」法協九八卷三号四八八頁、四九二頁(一九八一)』。

(20) 清水真希子「商号統用責任—事業(営業)譲渡における債権者保護」法教三八四号四頁、四頁(二〇一三)。

(21) 会社以外の商人間における営業譲渡に關しては商法一七条一項が適用され、会社間における事業譲渡には会社法二二条一項が適用

される。会社以外の商人と会社との間で営業譲渡がなされる場合、会社が譲渡人となる場合には商法一七条一項が適用され、会社が譲受人となる場合には会社法二二条一項が適用される（会社法二四条）。

(22) 第七三回帝國議会議院商法中改正法律案外二件委員會議録（速記）第三回（昭和十三年三月四日付官報二頁）。

(23) 第七三回帝國議会議院商法中改正法律案外二件委員會議録（速記）第五回（昭和十三年三月九日付官報二〇―二二頁）。

(24) 清水・前掲注（20）五頁。

(25) 第七三回帝國議会議院商法中改正法律案外二件委員會議録（速記）第六回（昭和十三年三月一〇日付官報一三頁）。

(26) 実際には、商法一七条一項等の適用または類推適用が問題なる事案のほとんどが、債権者に不測の損害を与える不当な営業譲渡がなされる場合である（参照、江頭憲治郎「判批」法協九〇巻二二号一六〇八頁、一六二―一六三頁（一九七三））。

(27) 大隅健一郎『商法総則』三二八頁（有斐閣、一九五七）（なお、大隅博士は同書の新版（一九七八年発行）において学説を変更し、折衷説を採用している。）、矢沢惇「判批」東京大学商法研究会編『商事判例研究（10）昭和三四年度』三九四頁、三五〇―三五二頁（有斐閣、一九六五）、田中（誠）『喜多・前掲注（9）』三〇一頁、高島正夫『商法総則商行為法（改訂版）』八三頁（慶応通信、一九八二）、喜多了祐『商法総則（店舗営業法 上巻）』三一―三二二頁（法学書院、一九八五）、上柳克郎ほか編『新版商法総則・商行為法』二一八頁（龍田節）（有斐閣、一九九八）、鴻・前掲注（5）一四九頁、神崎・前掲注（14）一五二頁、前田（雅）・前掲注（7）八五頁。

(28) 藤川研策「営業譲渡における第三者保護」星川長子ほか編『商法総則・商行為法（改訂版）』一八五頁、一八七頁（法学書院、一九七七）、松岡誠之助「判批」ジュリ七七八号一〇六頁、一〇八一―〇九頁（一九八三）、池野千白「企業外観法理と商法二六条」中央法学三七巻三・四号三二二頁、三三五頁（二〇〇三）、淺木慎一「判批」判時一八七三号二〇二頁、二〇三頁（二〇〇五）、関俊彦『商法総論総則（第二版）』二四三頁（有斐閣、二〇〇六）、酒巻俊雄『龍田節編』逐条解説会社法（1）総則・設立』二〇二頁、二〇三頁（遠藤美光）（中央経済社、二〇〇八）、北村・前掲注（9）二二五頁、新津和典「会社法二二条の趣旨と二項の意義」銀法七五二号二〇頁、二二頁（二〇一七）。

(29) 田中（誠）『喜多・前掲注（9）』三〇二頁、高島・前掲注（27）八四頁、渋谷達紀「判批」ジュリ七九六号一〇六頁、一〇八頁（一九八三）、渋谷達紀「企業の移転と担保化」竹内昭夫『龍田節編』現代企業法講座第一巻 企業法総論』二二三頁、二三二頁（東京大学出版会、一九八四）、喜多・前掲注（27）三二三頁、吉田直『ケーススタディ会社法総則・商法総則』一五四―一五五頁（中央経済社、二〇〇七）。

また、特に会社分割の領域において、悪意・重過失の債権者を保護すべきではないとする見解として、山田泰弘「判批」金判一四〇

二二頁、六頁(二〇一一)等がある。

(30) 第七三回帝國議會衆議院商法中改正法律案外二件委員會議録(速記)第三回(昭和一三年三月四日付官報二頁)、第七三回帝國議會衆議院商法中改正法律案外二件委員會議録(速記)第五回(昭和一三年三月九日付官報二〇頁)、松本・前掲注(19)一六三〇頁、寺澤音一『改正商法審議要綱』六九頁(法文社、一九四一)。

(31) 鳥賀陽ほか・前掲注(19)二八九―二九二頁。

(32) 最判平成一六年二月二〇日民集五八卷二二七頁、最判平成二〇年六月一〇日判時二〇一四号一五〇頁。

(33) 服部・前掲注(9)四一七頁注(1)(なお、服部博士は同書の初版(一九七二年発行)から企業財産担保説を提唱している。)、浜田惟道「營業譲受人の責任」戸田修三編著『セミナー法学全集6 商法I総則・商行為』一七四頁、一七六一―一七七頁(日本評論社、一九七四)、浜田道代「判批一判時八〇七号(判評二〇七号)一四一頁、一四五頁(一九七八)」(浜田教授は、企業財産担保説を基礎としつつ、さらに、營業譲渡に関する現実の利用状況(すなわち、營業譲渡は、単なる營業用財産と区別されるために、のれんの譲渡を伴わなければならない)、のれんの譲渡には、實際上、商号を統用するか得意先に挨拶状を出すかしなければならぬ状況)を前提に、商法は商号統用または營業譲渡の広告があった場合にのみ譲受人に弁済責任を課していると述べる。)、近藤光男「營業譲渡に関する一考察」神戸法学年報三三六五頁、八二―八三頁(一九八七)、大塚英明ほか『商法総則・商行為法(第二版)』四七頁(中東正文)(有斐閣、二〇〇八)、飯屋広郷「營業譲受人の責任」塩崎勉『川勝隆之編『現代裁判法大系』(商法総則・商行為)』八〇頁、八五頁(新日本法規出版、一九九九)。

(34) 近藤・前掲注(33)八五―八六頁。

(35) 中東・前掲注(33)四七頁。

(36) 浜田(道)・前掲注(33)一四五頁。

なお、服部博士が企業財産担保説を提唱される前においても、企業財産に着目する見解は存在している。例えば、竹田博士は、「營業に対する債権者は、実際よりいえば、營業主人の債権者といふよりも營業そのもの、債権者である。」と述べている(竹田・前掲注(6)九九―一〇〇頁)。また、西原博士は、「營業譲渡のあった場合、従来の企業活動上生じた債務は、上述のように、当事者間においては移転するのが原則である。この法則は、債権者との関係においても、たとい債務引受その他の方式が履まれない場合にも、維持せられるのが理論上正当である。なぜなら、債権者は、企業の物的手段の担保価値と企業の収益性とに着眼して、債権者となるのが常であるからである。」と述べている(西原寛一『商法総則・商行為法(商法講義I)(改訂版)』一〇六頁(岩波書店、一九五八))。さらに、実方博士も、「元来、企業債務は、経済的生活体たる企業そのものの債務であって、その物的要素の担保価値と企業の収益性

とに着眼されたものであり、譲渡人の個性は然程の重要性を有しない、と言う資本制企業の実体から見れば、此の実体に即した債権者の保護が特に必要である。此の目的のために設けられたのが商法第二六条・第二八条・第二九条の規定である。」と述べている(実方正雄『商法学総論〔改訂版〕』二〇三頁(有斐閣、一九五二))。

右記の博士らは企業財産自体に着目し、その担保的価値や収益性を指摘しており、これらの見解が、少なからず、服部博士に影響を与えたと思われる。

(37) 大隅・前掲注(5) 三二七―三二八頁、上柳克郎「営業の譲受人に譲渡人の営業によって生じた債務を弁済する責任を負わせる規定(商法二六条一項・二八条)の立法理由は何か。法教五二号八九頁(一九八五)、米沢明『商法総則要論〔第二版〕』一三二頁、二三三頁注(26)(中央経済社、一九九〇)、長谷川雄一『基本商法講義(総則)(第二版補正版)』一七四頁(成文堂、一九九七)、行澤一人「判批」商事一七三四号五〇頁、五二頁(二〇〇五)、蓮井良憲・森淳一朗編『商法総則(新商法講義上七)(第四版)』一三二頁(永永敏和)(法律文化社、二〇〇六)、加美和照「新訂会社法(第一〇版)』五二頁(勁草書房、二〇一一)、弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法(第二版補訂版)』五六頁(有斐閣、二〇一四)。

(38) 大塚・前掲注(11) 一三一―一三三頁、野田耕志「判批」ジュリ一四五二号一九頁、二〇〇頁(二〇一三)、青竹正一『改正商法総則・商行為法(第三版補訂版)』六六頁(成文堂、二〇一四)。

(39) 大塚・前掲注(11) 一三二頁。

(40) 大塚・前掲注(11) 一三二頁。

(41) 青竹・前掲注(38) 六六頁。

(42) 小橋一郎「商号を統用する営業譲受人の責任―商法二六条の法理―」上柳克郎先生還暦記念『商事法の解釈と展望』一頁、一七頁(有斐閣、一九八四)、小橋一郎『商法総則』一一〇頁(成文堂、一九八五)。

(43) 山下真弘「営業譲渡の債権者に対する効果」同『会社営業譲渡の法理』二〇九頁、二三三頁(信山社、一九九七)(初出一九九七)、山下真弘「営業譲渡と債権者保護の法理」同『会社営業譲渡の法理』二三七頁、二四六頁(信山社、一九九七)(初出一九九七)、田邊光政『商法総則・商行為法(第四版)』一五五―一五六頁(新世社、二〇一六)。

(44) 山下(眞)・前掲注(43)「営業譲渡の債権者に対する効果」一三三頁、山下(眞)・前掲注(43)「営業譲渡と債権者保護の法理」二四六頁、田邊・前掲注(43) 一五五頁。

(45) 山下(眞)・前掲注(43)「営業譲渡と債権者保護の法理」二四六―二四七頁。

(46) 落合誠一「商号統用営業譲受人の責任」法教二八五号二五頁、三〇―三二頁(二〇〇四)。

商号等を統用する譲受人の責任に関する一考察(一)(笹久保)



- (47) 落合・前掲注(46) 三〇頁。
- (48) 落合・前掲注(46) 三〇—三二頁。  
 なお、後藤教授も、商法一七条一項等を経営状況の悪化した商人による許害的な再建の試みの抑止という観点から検討されるべきとしている(後藤元「商法総則」商号・営業譲渡・商号使用を中心に」NBL九三五号一七頁、二二頁(二〇一〇))。
- (49) 落合・前掲注(46) 三二頁。
- (50) 藤川研策「判批」ジュリ七六八号九五頁、九七頁(一九八二)、山本爲三郎「判批」法学研究(慶應義塾大学法学研究会)五九卷六号一〇頁、一一六頁(一九八六)、清水・前掲注(20) 七頁。
- (51) 商法一七条一項等の立法趣旨に関しては、母法であるドイツ法を詳細に分析する必要がある、今後の研究課題としたい。
- (52) 本稿は外観理論説にもつき検討を進めるが、このことは、筆者が外観理論説を全面的に肯定し、外観理論説に疑問を抱いていないということではない。筆者は、外観理論説を採用するほとんどの判例が、債権者の種類を問わずに一律に扱っていることに若干の疑念を有している(参照、弥永真生「判批」ジュリ一四九〇号二頁、三頁(二〇一六))。
- (53) 大森・前掲注(7) 一一四頁、田中(誠・前掲注(6) 二四四頁、大隅・前掲注(5) 一八〇頁、鈴木竹雄、田村淳之介補訂『商法(第八版)』一九頁(勁草書房、一九九六)、鴻・前掲注(5) 一九六頁、近藤光男『商法総則・商行為法(第七版)』五四頁(有斐閣、二〇一八)。
- (54) 伊澤・前掲注(11) 七一頁、大森・前掲注(7) 一一四頁、大隅・前掲注(5) 一七九頁、鴻・前掲注(5) 一九六頁、近藤・前掲注(53) 五四頁。
- (55) 譲渡人の商号と譲受人の統用する商号が完全に同一であり、裁判所が商号統用を認容した事実として次がある。  
 東京地判昭和三二年一〇月三一日下民集七卷一〇号三〇九一頁(通運産業事件)。「通運産業メリヤス部」(譲渡人の商号)と「通運産業メリヤス部」(譲受人の使用した商号)の事実である。  
 東京地判昭和三四年九月一六日下民集一〇卷九号一九四四頁(富士アンテナ事件)。「富士アンテナ株式会社」(譲渡人の商号)と「富士アンテナ株式会社」(譲受人の使用した商号)の事実である。  
 大阪地判昭和三九年六月三〇日金融判例一号一九頁(三興基礎工業事件第一審判決)。「三興基礎工業株式会社」(譲渡人の商号)と「三興基礎工業株式会社」(譲受人の使用した商号)の事実である。  
 大阪高判昭和三九年二月二三日金融判例一号一八頁(三興基礎工業事件控訴審判決)。「三興基礎工業株式会社」(譲渡人の商号)と「三興基礎工業株式会社」(譲受人の使用した商号)の事実である。

最判昭和四一年三月一八日前掲注(13) (三興基礎工業事件最高裁判決)。「三興基礎工業株式会社」(譲渡人の商号)と「三興基礎工業株式会社」(譲受人の使用した商号)の事案である。

横浜地判昭和四二年三月二日判タ二〇八号一九六頁(中村運輸事件)。「中村運輸株式会社」(譲渡人の商号)と「中村運輸株式会社」(譲受人の使用した商号)の事案である。

東京高判昭和五〇年八月七日判時七九八号八六頁(ブーケ事件控訴審判決)。「株式会社ブーケ」(譲渡人の商号)と「株式会社ブーケ」(譲受人の使用した商号)の事案である。

東京地判昭和五二年一月二日判時八五三号九四頁(日本試験検査株式会社)。「日本試験検査株式会社」(譲渡人の商号)と「日本試験検査株式会社」(譲受人の使用した商号)の事案である。

長野地判昭和五四年二月二四日交民二二卷六号一六六四頁(松本スバル自動車事件)。「松本スバル自動車株式会社」(譲渡人の商号)と「松本スバル自動車株式会社」(譲受人の使用した商号)の事案である。

仙台高判平成元年一〇月三〇日金判八三九号二二頁(朝日新聞須賀川西部専売所事件)。「朝日新聞須賀川西部専売所」(譲渡人の商号)と「朝日新聞須賀川西部専売所」(譲受人の使用した商号)の事案である。

東京地判平成二年二月二日金法二六二二号五四頁(平岡企画事件)。「株式会社平岡企画」(譲渡人の商号)と「株式会社平岡企画」(譲受人の使用した商号)の事案である。

東京地判平成一六年七月二六日前掲注(13) (レイク事件)。「株式会社レイク」(譲渡人の商号)と「株式会社レイク」(譲受人の使用した商号)の事案である。

神戸地姫路支判平成三三年四月二五日先物取引裁判例集六二卷三三五頁(岡安商事事件)。「岡安商事株式会社」(譲渡人の商号)と「岡安商事株式会社」(譲受人の使用した商号)の事案である。

名古屋地判平成二七年三月三日租税関係行政・民事判決集(徴収関係判決)平成二七年一月〜平成二七年二月順号二七一―二二(F事件第一審判決)。「株式会社F」(譲渡人の商号)と「株式会社F」(譲受人の使用した商号)の事案である。

名古屋高判平成二七年二月一〇日租税関係行政・民事判決集(徴収関係判決)平成二七年一月〜平成二七年二月順号二七―四二(F事件控訴審判決)。「株式会社F」(譲渡人の商号)と「株式会社F」(譲受人の使用した商号)の事案である。

(56) 東京地判昭和五五年四月一四日判時九七七号一〇七頁(内外タイムズ事件)。

(57) 大阪地判昭和五七年九月二四日金判六六五号四九頁(マンゼン事件)。

(58) 東京地判平成一三年四月一日金判一―二九号一九頁(北浦ゴルフ倶楽部事件第一審判決)、東京高判平成一三年一〇月一日判時

商号等を続用する譲受人の責任に関する一考察(一)(笹久保)

- 一七七七二号一三九頁（北浦ゴルフ倶楽部事件控訴審判決）。
- (59) 宇都宮地判平成二二年三月一五日判タ一三二四号二三一頁（せんきん事件）。
- (60) 福岡高判昭和三五年六月一五日民集一七卷二号二八五頁（新米安商店事件控訴審判決）。
- なお、この福岡高裁判決は上告審である最高裁によって破棄されている（最判昭和三八年三月一日民集一七卷二号二八〇頁（新米安商店事件最高裁判決））。
- (61) 大阪地判昭和四六年三月五日判タ二六五号二五六頁（三洋タクシー事件）。
- (62) 東京地判昭和四七年八月三〇日判時六九三号五三頁（鹿島運輸事件）。
- (63) 東京地判昭和四四年八月五日下午民集一〇卷八号一六三四頁（名和洋品店事件）。
- (64) 神戸地判昭和四一年八月二七日判時四七二号六二頁（ステッキオカダ事件）。
- (65) 東京地判昭和四五年六月三〇日判時六一〇号八三頁（大阪屋事件）。
- (66) 最判昭和四七年三月二日民集二六卷二号一八三頁（鉄玉組事件）。
- (67) 大阪地判昭和四七年一月二日三民集五卷六号一七五四頁（中村梱包事件）。
- (68) 東京地判昭和二八年九月七日金法三二号七頁（日進堂事件）。
- (69) 福岡高判昭和三五年六月一五日前掲注（60）（新米安商店事件控訴審判決）。
- (70) 大阪地判昭和四〇年一月二五日下午民集一六卷一号八四頁（日本電気産業事件）。
- (71) 大阪地判昭和四七年一月三一日判タ二七七号三三八頁（かわきた建築事件）。
- (72) 水戸地判昭和五三年三月一四日判時九〇四号九六頁（丸大運送事件）。
- (73) 水戸地判昭和四四年一月一六日判時九三〇号九六頁（笠間家庭電化センター事件第一審判決）。
- なお、控訴審である東京高裁は、商号の基本的部分が一致しているとして商号の統用を認めるも、譲渡人の債務の発生時期が営業譲渡後であったことを理由に譲受人の弁済責任を認めず、右の水戸地裁判決を取り消している（東京高判昭和五六年六月一八日前掲注（12）（笠間家庭電化センター事件控訴審判決））。
- (74) 神戸地判昭和四四年八月一〇日判時九六四号一一六頁（キャロン製靴事件）。
- (75) 東京地判昭和五五年四月一四日前掲注（56）（内外タイムズ事件）。
- (76) 大阪地判昭和五七年九月二四日前掲注（57）（マンゼン事件）。
- (77) 東京地判平成一五年六月二五日金法一六九二号五五頁（藤和リフォーム事件）。

- (78) 東京地判平成二二年七月一五日判タ二一九号二二五頁(イオキ事件)。  
(79) 宇都宮地判平成二二年三月一五日前掲注(59)(せんきん事件)。  
(80) 福岡地判平成二四年九月一九日裁判所HP参照(平成三年(ワ)五三三六)(九州Aコーヒー事件)。  
(81) 東京地判昭和四二年七月二日判決判時四九六号六六頁(第一化成事件)。  
(82) 札幌地判昭和四五年二月二五判判時六三二号九二頁(マルショウ食品興業事件)。  
(83) 高鳥正夫「判批」法学研究四四卷五号一五七頁、一六〇頁(一九七二)(慶應義塾大学商法研究会編『下級審商事判例評釈(昭和四〇年—四四年)』二二五頁(慶應義塾大学法学研究会、一九八五)所収)。  
(84) 弥永・前掲注(52)三頁。  
(85) 佐藤庸「判批」ジュリ四五五号二〇頁、二二頁(一九七〇)。  
(86) 松岡・前掲注(28)一〇八頁。  
(87) 森宏司「営業譲渡における商号統用者責任の要件(下)」銀法六三九号二頁、二三—二四頁(二〇〇四)。  
(88) 丸山秀平「判批」金判六四八号五一頁、五三一—五四頁(一九八二)、盛岡一夫「判批」金判七五〇号四二頁、四五頁(一九八六)、鈴木千佳子「判批」江頭憲治郎Ⅱ山下友信編『商法(総則・商行為)判例百選(第五版)』四二頁、四三頁(二〇〇八)、北村・前掲注(9)二二四頁。  
(89) 北村・前掲注(9)二二三頁。  
(90) 田中耕太郎『改正商法及有限会社法概説』七三—七五頁(有斐閣、一九三九)。  
(91) 例えば、東京地判平成一六年七月二六日前掲注(13)(レイク事件)において登場する会社の商号は、「ジー・イー・コンシューマー・クレジット株式会社」、「ゼネラル・エレクトロニクス・キャピタル・コンシューマー・フィナンズ株式会社」等であり、カタカナ表記であり、かつ、長く複雑である。  
また、例えば、東京高決平成二二年三月三〇日金判一三三八号五〇頁(新株発行差止仮処分に関する事案であり、商号統用に関する事案ではない。)において登場する会社の商号は、「株式会社 NowLoading」であり、ローマ字表記である。  
なお、平成一四年の商業登記規則等の改正により、商号の登記においてそれまで認められなかったローマ字等が使用できるようになった(商業登記規則五〇条一項)。  
(92) 商号の主要部分の読み方を重視したと判例として、大阪地判昭和五七年九月二四日前掲注(57)(マンゼン事件)、宇都宮地判平成二二年三月一五日前掲注(59)(せんきん事件)等がある。

商号等を統用する譲受人の責任に関する一考察(一)(笹久保)

(93) 多くの事案において、裁判所は、営業譲渡の事実そのものが原告によって立証されなかったとしても、周辺事実から営業譲渡を推認している(参照、東京地判昭和三四年八月五日前掲注(63)(名和洋品店事件)、東京地判昭和三四年九月一六日前掲注(55)(富士アンテナ事件)、福岡高判昭和三五年六月一五日前掲注(60)(新米安商店事件控訴審判決)、大阪地判昭和四〇年一月二五日前掲注(70)(日本電気産業事件)、神戸地判昭和四一年八月二七日前掲注(64)(ステッキオカダ事件)、横浜地判昭和四二年三月三一日前掲注(55)(中村運輸事件)、大阪地判昭和四三年八月三日前掲注(65)(ステッキオカダ事件)、東京地判昭和四五年六月三〇日前掲注(65)(大阪屋事件)、大阪地判昭和四七年一月三一日前掲注(71)(かわきた建築事件)、東京地判昭和五二年一月二日前掲注(55)(日本試験検査事件)、水戸地判昭和五三年三月一四日前掲注(72)(丸大運送事件)、水戸地判昭和四四年一月一六日前掲注(73)(笠間家庭電化センター事件第一審判決)、長野地判昭和四四年二月二四日前掲注(55)(松本スバル自動車事件)、東京地判昭和五五年四月一四日前掲注(56)(内外タイムズ事件)、大阪地判昭和五七年九月二四日前掲注(57)(マンゼン事件)、仙台高判平成元年一〇月三〇日前掲注(55)(朝日新聞須賀川西部専売所事件)、東京地判平成一五年六月二五日前掲注(77)(藤和リフォーム事件)、東京地判平成二一年七月一五日前掲注(78)(イオキ事件)。

(94) 本稿の末尾に付した「付属資料・商号統用に関する判例一覧」を参照のこと。

(95) ちなみに、商法一七条一項等の適用・類推適用が否定された判例は、次の一件である。

福岡高判昭和三三年三月一九日高民集一一卷二号一五一頁(ハイウェイ自動車事件)。「ハイウェイ自動車整備工場」(譲渡人の商号)と「ハイウェイ自動車修理工場」(譲受人の使用した商号)の事案である。福岡高裁は、営業譲渡が存在しないとし、(平成一七年改正前)商法二六条一項の適用を否定した。

最判昭和三八年三月一日前掲注(60)(新米安商店事件最高裁判決)。「有限会社新米安商店」(譲渡人の商号)と「合資会社新米安商店」(譲受人の使用した商号)の事案である。最高裁は、「新」の字句の付加は譲受人が譲渡人の債務を承継しないことを示すものであると解し、商号の統用を認めなかった。

東京地判昭和四三年五月三〇日金判一一六号一七頁(広文館書店事件第一審判決)及びその控訴審判決である東京高判昭和四五年三月四日判タ二五二号二七二頁(広文館書店事件控訴審判決)。「株式会社広文館」(譲渡人の商号)と「有限会社広文館書店」(譲受人の使用した商号)の事案である。東京地裁および東京高裁は、営業譲渡が存在しないと、(平成一七年改正前)商法二六条一項の適用を否定した。

大阪地判昭和四三年八月三日前掲注(93)(四日市いせ屋家具事件)。「いせ屋家具マート」(譲渡人の商号)と「有限会社四日市いせ屋家具」(譲受人の使用した商号)の事案である。大阪地裁は、営業譲渡の存在を認めつつも、譲渡人の商号と譲受人の商号との間に

類似点はあるが、商号の継続は認められないとした。

東京地判昭和四九年二月九日判時七七八号九六頁（ブーケ事件第一審判決）。「株式会社ブーケ」（譲渡人の商号）と「株式会社ブーケ」（譲受人の使用した商号）の事案である。東京地裁は、原告（債権者）が、営業譲渡の事実および譲受人による債務の引受がなことを知っていたため、〔平成一七年改正前〕商法二六条一項の適用を否定した。

東京高判昭和五六年六月一八日前掲注（12）（笠間家庭電化センター事件控訴審判決）。「有限会社笠間電化センター」（譲渡人の商号）と「株式会社笠間家庭電化センター」（譲受人の使用した商号）の事案である。東京高裁は、〔平成一七年改正前〕商法二六条一項の債務は営業譲渡前に譲渡人が負担した債務であり、債権者（原告・被控訴人）の有する債権は営業譲渡後に譲渡人が負担した債務であると判示して、〔平成一七年改正前〕商法二六条一項の適用を否定した。

名古屋地判昭和六〇年七月一九日判時一七九号九六頁（中部太一事件）。「株式会社太一商店」（譲渡人の商号）と「株式会社中部太一」（譲受人の使用した商号）の事案である。名古屋地裁は、営業譲渡の存在を認めつつも、譲渡人の商号と譲受人の商号は八文字中大文字が共通するが同一ではないとして、商号を統用を認めなかった。

東京地判昭和六〇年一月二六日前掲注（12）（肉の宝屋チェーン事件）。「株式会社肉の宝屋」（譲渡人の商号）と「協同組合肉の宝屋チェーン」（譲受人の使用した商号）の事案である。東京地裁は、①協同組合は組合員の経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図ることを目的とするものであって営利行為を行うものでもないから、株式会社は営業を譲受けること自体、法律上ありえないことおよび、②法律上、事業協同組合はその名称中に「協同組合」の名称を用いなければならず、その他の者は事業協同組合等であることを示す文字を用いなくてはならず、株式会社に対してこれと類似の規制があり、この区別が遵守されている限り、協同組合と株式会社との人格の相違及びそれぞれの法的性質が鮮明にされることを理由に、商号の「協同組合」又は「株式会社」の文字を除く部分が同一であったとしても、名称全体としては明らかな相違があり、商号の統用は認められないと判示し、商号の統用を認めなかった。

横浜地判平成七年三月三十一日金判九七五号三七頁（三和交通事件）。「万葉交通株式会社」（譲渡人の商号）と「三和交通株式会社」（譲受人の使用した商号）の事案である。事実上の倒産状態にあった譲渡人が、譲受人の実質的支配下にあることを外部に示すため、営業譲渡契約の締結後、営業譲渡の実行前（実行には当局の認可を要する。）に、譲渡人の商号（「万葉交通株式会社」）を譲受人の商号と同一の商号（「三和交通株式会社」）に変更し、その後、当局から営業譲渡の認可がなされたと同時に、譲渡人が変更した商号を元の商号（「万葉交通株式会社」）に戻した事案において、横浜地裁は、譲受人が譲渡人の商号を自らの商号として統用した事実は認められないとした。

大阪地判平成二二年一〇月四日金法一九二〇号一一八頁（摂津水都信用金庫事件）。「株式会社Y」（譲渡人の商号）と「株式会社Y」

(譲受人の使用した商号)の事案である。大阪地裁は、新設分割においても会社法二二条一項を類推適用する根拠があるが、原告(債権者)は、設立会社が分割会社の債務を継承しない旨の説明を受けており、原告が会社分割後に同一の営業主体による営業が続いている又は設立会社が債務を継承していると信頼したとは認められないと判示し、会社法二二条一項の類推適用を否定した。

【付属資料・商号統用に関する判例一覽】

左に列挙した商号統用に関する判例は、言い渡された裁判年月日の早い順に記載した(ただし、同一事件に関しては第一審から上告審までを連続して記載した)。

裁判情報の上に記載された表の意味は、①事件・判決の通称、②営業の移転方法、③裁判所が一七条一項等の適用・類推適用を認めたか否か(認めた場合を「○」とし、認めない場合を「×」とした。原審判決を維持している控訴審・上告審は原審と同一とした)、④譲渡人の商号(営業の移転時)、⑤譲受人が使用する商号、⑥統用が争われた商号である。なお、商号統用の事案において、通常、⑤と⑥は一致することになる。

【判例一覽番号 一・一】

東京地判昭和二八年九月七日(昭和二八年(ワ)第一三九四号、売掛代金請求事件、金法三二七号七頁)

①	日進堂事件	②	営業譲渡	③	○
④	株式会社日進堂	⑤	有限会社カメラの日進堂	⑥	有限会社カメラの日進堂

【判例一覽番号 一・二】

東京地判昭和三二年一〇月三十一日(昭和三〇年(ワ)第二〇八五号、売掛金請求事件、下民集七巻一〇号三〇九一頁、判時一〇〇号一七頁、ジュリ一二四号六〇頁)

①	通運産業事件	②	営業譲渡	③	○
④	株式会社丸勉	⑤	明和産業株式会社	⑥	通運産業株式会社(※)

※譲渡人及び譲受人が、訴外会社(通運産業株式会社)から名板貸しを受けている事案であるため、④、⑤、⑥が全く異なる。この裁判の判例評釈として、米沢明「判批」法と政治二二巻一〇八三頁(一九六一)、高島正夫「判批」財政経済弘報六五

七号八頁（一九五七）等がある。

【判例一覧番号 一・三】

福岡高判昭和三年三月十九日（昭和三〇年（ネ）第五九七号、工場貸貸料請求控訴事件、高民集二卷二号一五一頁、新聞九六号一〇頁）

①	ハイウェイ自動車事件	②	営業譲渡	③	×
④	ハイウェイ自動車整備工場	⑤	ハイウェイ自動車修理工場	⑥	ハイウェイ自動車修理工場

この裁判の判例評釈として、小町谷操三「判批」『商事判例研究（9）昭和三三年度』一八頁（有斐閣、一九六六）、小町谷操三「判批」『ジュリニ二三三三九四頁（一九六一）等がある。

【判例一覧番号 一・四】

東京地判昭和三四年八月五日（昭和三三年（レ）第六一〇号、貸金控訴事件、下民集一〇卷八号一六三四頁、判時二〇〇号二五頁）

①	名和洋品店事件	②	営業譲渡	③	○
④	名和洋品店	⑤	株式会社名和洋品店	⑥	株式会社名和洋品店

この裁判の判例評釈として、松岡誠之助「判批」『ジュリニ五六八五頁（一九六二）、松岡誠之助「判批」『商事判例研究（10）昭和三四年度』三二七頁（有斐閣、一九六五）等がある。

【判例一覧番号 一・五】

東京地判昭和三四年九月一日（昭和三二年（ウ）第四八八〇号、約束手形金請求事件、下民集一〇卷九号一九四四頁）

①	富士アンテナ事件	②	営業譲渡	③	○
④	富士アンテナ株式会社	⑤	富士アンテナ株式会社	⑥	富士アンテナ株式会社

この裁判の判例評釈として、本間輝雄「判批」『商事二一〇号（一九六一）、米津昭子「判批」『法学研究三六卷二号二一五頁（一九六三）、矢沢惇「判批」『商事判例研究（10）昭和三四年度』三四九頁（有斐閣、一九六五）等がある。

商号等を続用する譲受人の責任に関する一考察（一）（笹久保）



【判例一覽番号 一・六】

福岡高判昭和三五年六月一日(昭和三年(ネ)第四九七号、約束手形金請求事件、民集一七卷二二八五頁)

①	新米安商店事件控訴審判決	②	営業譲渡	③	○
④	有限会社米安商店	⑤	合資会社新米安商店	⑥	合資会社新米安商店

この裁判の判例評釈として、境一郎「判批」判評三三三号(判時二三八号)一五頁(一九六〇)、松岡誠之助「判批」ジュリ二六九号九七頁(一九六三)、松岡誠之助「判批」『商事判例研究(11)昭和三五年度』五四頁(有斐閣、一九六八)等がある。

【判例一覽番号 一・七】(判例一覽番号一・六の上告審)

最判昭和三八年三月一日(昭和三五年(オ)第九九一号、約束手形金請求上告事件、民集一七卷二二八〇頁)

①	新米安商店事件最高裁判決	②	営業譲渡	③	×
④	有限会社米安商店	⑤	合資会社新米安商店	⑥	合資会社新米安商店

この裁判の判例評釈として、宮田信夫「判解」金法三四二号三九五頁(一九六三)、宮田信夫「判解」最判解民事篇昭和三八年度五八頁(一九六四)、実方正雄「判批」法時三五卷一三三〇二頁(一九六三)、著者不明「判批」法時三五卷九号九六頁(一九六三)、境一郎「判批」民商四九卷五号七〇三頁(一九六四)、大澤功「判批」鴻常夫『竹内昭夫編『商法(総則・商行為)判例百選』六二頁(一九七五)、大澤功「判批」鴻常夫ほか編『商法(総則・商行為)判例百選(第三版)』五六頁(一九八五)、鈴木千佳子「判批」鴻常夫ほか編『商法(総則・商行為)判例百選(第四版)』五〇頁(二〇〇二)、鈴木千佳子「判批」江頭憲治郎『山下友信編『商法(総則・商行為)判例百選(第五版)』四二頁(二〇〇八)等がある。

【判例一覽番号 一・八】

大阪地判昭和三九年六月三〇日(昭和三九年(ウ)第二五号、約束手形金請求事件、金融判例一号一九頁、LEX/DB文献番号

25401013)

①	三興基礎工業事件第一審判決	②	営業譲渡	③	○
④	三興基礎工業株式会社	⑤	三興基礎工業株式会社	⑥	三興基礎工業株式会社

【判例一覧番号 一・九】(判例一覧番号一・八の控訴審)

大阪高判昭和三十九年二月三日(昭和三十九年(ネ)第八九九号、約束手形金等請求控訴事件、金融判例一号一八頁、LEX/DB 文献番号 25401012)

①	三興基礎工業事件控訴審判決	②	営業譲渡	③	○
④	三興基礎工業株式会社	⑤	三興基礎工業株式会社	⑥	三興基礎工業株式会社

【判例一覧番号 一・一〇】(判例一覧番号一・九の上告審)

最判昭和四一年三月一八日(昭和四〇年(オ)第三四九号、約束手形金等請求事件、金融判例一号一七頁、LEX/DB文献番号 25401011)

①	三興基礎工業事件最高裁判決	②	営業譲渡	③	○
④	三興基礎工業株式会社	⑤	三興基礎工業株式会社	⑥	三興基礎工業株式会社

【判例一覧番号 一・一一】

大阪地判昭和四〇年一月二五日(昭和三十六年(ウ)第四八四二号、売掛代金請求事件、下民集一六卷一号八四頁)

①	日本電気産業事件	②	営業譲渡	③	○
④	株式会社日本電気産業社	⑤	株式会社日本電気産業	⑥	株式会社日本電気産業

この裁判の判例評釈として、松尾和子「判批」ジュリ三八九号一〇四頁(一九六八)、高鳥正夫「判批」法学研究四〇 卷一(二)号一六六四頁(一九六七)等がある。

【判例一覽番号 一・一二】

神戸地判昭和四一年八月二七日（昭和三九年（ワ）第一四〇六号、約束手形金請求事件、判時四七二頁六二頁）

①	ステッキオカダ事件	②	営業譲渡	③	○
④	ステッキオカダ	⑤	有限会社ステッキオカダ	⑥	有限会社ステッキオカダ

この裁判の判例評釈として、喜多川篤典「判批」判時四八〇号一九頁（一九六七）等がある。

【判例一覽番号 一・一三】

横浜地判昭和四二年三月二日（昭和四〇年（ワ）第六一五号、損害賠償請求事件、判タ二〇八号一九六頁）

①	中村運輸事件	②	営業譲渡	③	○
④	中村運輸株式会社	⑤	中村運輸株式会社	⑥	中村運輸株式会社

【判例一覽番号 一・一四】

東京地判昭和四二年七月二日（昭和四一年（ワ）第二三三二号、売掛代金等請求事件、下民集一八卷七・八号八一四頁、判時四九六号六六頁、判タ二二三号二六七頁）

①	第一化成事件	②	営業譲渡	③	○
④	第一化成株式会社	⑤	第一化成工業株式会社	⑥	第一化成工業株式会社

この裁判の判例評釈として、佐藤庸「判批」ジュリ四五五号二〇頁（一九七〇）、高島正夫「判批」法学研究四四卷五号一一五七頁（一九七一）等がある。

【判例一覽番号 一・一五】

東京地判昭和四三年五月三〇日（昭和四一年（ワ）第三七七九号、約束手形金請求事件、金判一一六号一七頁）

①	広文館書店事件第一審判決	②	営業譲渡	③	×
④	株式会社広文館	⑤	有限会社広文館書店	⑥	有限会社広文館書店

【判例一覧番号 一・一六】(判例一覧番号一・一五の控訴審)  
 東京高判昭和四五年三月四日(昭和四三年(ネ)第一三二四号、約束手形金請求控訴事件、判タ二五二号二七二頁、金法五八一号三二頁)

①	広文館書店事件控訴審判決	②	営業譲渡	③	×
④	株式会社広文館	⑤	有限会社広文館書店	⑥	有限会社広文館書店

【判例一覧番号 一・一七】  
 大阪地判昭和四三年八月三日(昭和四二年(ワ)第二五七一号、売買代金請求事件、判タ二二六号一八一頁)

①	四日市いせ屋家具事件	②	営業譲渡	③	×
④	いせ屋家具マート	⑤	有限会社四日市いせ屋家具	⑥	有限会社四日市いせ屋家具

【判例一覧番号 一・一八】  
 東京地判昭和四五年六月三〇日(昭和四三年(ワ)第一〇三〇〇号、約束手形金請求事件、判時六一〇号八三頁)

①	大阪屋事件	②	営業譲渡	③	○
④	大阪屋	⑤	株式会社大阪屋	⑥	株式会社大阪屋

この裁判の判例評釈として、喜多川篤典「判批」ジュリ五七九号一一八頁(一九七五)等がある。

【判例一覧番号 一・一九】

札幌地判昭和四五年二月二五日(昭和四五年(ワ)第三三三三号、約束手形金等請求事件、判時六三二号九二頁)

商号等を続用する譲受人の責任に関する一考察(一)(笹久保)

①	マルショウ食品興業事件	②	営業譲渡	③	○
④	マルト食品興業株式会社	⑤	マルショウ食品興業株式会社	⑥	マルショウ食品興業株式会社

この裁判の判例評釈として、松岡誠之助「判批」ジュリ五六九号一三六頁（一九七四）等がある。

【判例一覧番号 一・二〇】

大阪地判昭和四六年三月五日（昭和四三年（ワ）第七二四一号、昭和四四年（ワ）第三九六二号、損害賠償請求事件、判タ二六五号二五六頁）

①	三洋タクシー事件	②	営業譲渡	③	○
④	三洋タクシー合資会社	⑤	三洋タクシー株式会社	⑥	三洋タクシー株式会社

【判例一覧番号 一・二二】

大阪地判昭和四七年一月三日（昭和四五年（ワ）第五五五四号、売掛代金請求事件、判タ二七七号三三八頁）

①	かわきた建築事件	②	営業譲渡	③	○
④	建築工房かわきた	⑤	かわきた建築株式会社	⑥	かわきた建築株式会社

【判例一覧番号 一・二三】

最判昭和四七年三月二日（昭和四四年（オ）第三二一号、損害賠償請求上告事件、民集二六卷二号一八三頁、判時六六一号三頁、判タ二七九号一九七頁）

①	鉄玉組事件	②	現物出資	③	○
④	鉄玉組	⑤	株式会社鉄玉組	⑥	株式会社鉄玉組

この裁判の判例評釈として、新谷勝「判批」法学雑誌一九卷二号三五二頁（一九七二）、著者不明「判批」法時四四卷一—号一三〇頁（一九七二）、永井和之「判批」法学新報七九卷九号一〇九頁（一九七二）、江頭憲治郎「判批」法協九〇卷一一二号

一六〇八頁（一九七三）、吉井直昭「判解」曹時二五卷五号八八九頁（一九七三）、志村治美「判批」民商六七卷四号六〇八頁（一九七三）、田中昭「判批」企業法研究二一四号四八頁（一九七三）、谷原修身「判批」ひろば二六卷四号五九頁（一九七三）、吉井直昭「判解」最判解民事篇昭和四七年度二四四頁（一九七四）、小橋一郎「判批」法七二二四号一一頁（一九七四）、平田伊和男「判批」鴻常夫Ⅱ竹内昭夫編『商法（総則・商行為）判例百選』六四頁（一九七五）、平田伊和男「判批」鴻常夫ほか編『商法（総則・商行為）判例百選（第三版）』五六頁（一九九四）、山下真弘「判批」江頭憲治郎Ⅱ山下友信編『商法（総則・商行為）判例百選（第五版）』四六頁（二〇〇八）等がある。

【判例一覧番号 一・二三】

東京地判昭和四七年八月三〇日（昭和四五年（ワ）第九四七一号、損害賠償請求事件、判時六九三号五三頁、判夕二八五号一八三頁）

①	鹿島運輸事件	②	営業譲渡	③	○
④	鹿島運輸合資会社	⑤	鹿島運輸株式会社	⑥	鹿島運輸株式会社

【判例一覧番号 一・二四】

大阪地判昭和四七年二月三日（昭和四六年（ワ）第三二二一号、損害賠償請求事件、交民五卷六号一七五四頁）

①	中村梱包事件	②	営業譲渡	③	○
④	池田木材中村梱包・中村梱包	⑤	中村梱包株式会社	⑥	中村梱包株式会社

【判例一覧番号 一・二五】

東京地判昭和四九年二月九日（昭和四八年（ワ）第五五三四号、貸金請求事件、判時七七八号九六頁、金判四四八号一七頁）

商号等を続用する譲受人の責任に関する一考察（一）（笹久保）

④	株式会社ブーケ	⑤	株式会社ブーケ	⑥	株式会社ブーケ
①	ブーケ事件第一審判決	②	営業譲渡	③	×

【判例一覧番号 一・二六】(判例一覧番号一・二五の控訴審)

東京高判昭和五〇年八月七日(昭和四九年(ネ)第三〇一二号、貸金請求控訴事件、判時七九八号八六頁、金判四八八号三三頁)

④	株式会社ブーケ	⑤	株式会社ブーケ	⑥	株式会社ブーケ
①	ブーケ事件控訴審判決	②	営業譲渡	③	○

この裁判の判例評釈として、曾我部豊「判批」金判四九四号二頁(一九七六)、松岡誠之助「判批」ジュリ六六二号一一七頁(一九七八)等がある。

【判例一覧番号 一・二七】

東京地判昭和五二年一月二日(昭和五〇年(ワ)第七〇七四六号、約束手形金請求事件、判時八五三号九四頁)

④	日本試験検査株式会社	⑤	日本試験検査株式会社	⑥	日本試験検査株式会社
①	日本試験検査事件	②	営業譲渡	③	○

【判例一覧番号 一・二八】

水戸地判昭和五三年三月四日(昭和五三年三月一四日、昭和五〇年(ワ)第三四九号、昭和五二年(ワ)第一五五号、損害賠償請求事件、判時九〇四号九六頁)

④	丸大自動車運送店	⑤	丸大運送株式会社	⑥	丸大運送株式会社
①	丸大運送事件	②	営業譲渡	③	○

【判例一覧番号 一・二九】

水戸地判昭和五四年一月一六日（昭和五二年（ワ）第二五九号、昭和五二年（ワ）第四二九号、第三者異議、約束手形金請求事件、判時九三〇号九六頁）

①	笠間家庭電化センター事件第一審判決	②	営業譲渡	③	○
④	有限会社笠間電化センター	⑤	株式会社笠間家庭電化センター	⑥	株式会社笠間家庭電化センター

【判例一覽番号 一・三〇〇】（判例一覽番号一・二九九の控訴審）

東京高判昭和五六年六月一八日（昭和五四年（ネ）第四二五号、昭和五四年（ネ）第七二三号、第三者異議、約束手形金請求控訴、同附帯控訴事件、下民集三三卷五〇八号四一九頁、判時一〇一六号一〇〇頁、判タ四五三号一五四頁、金判六三五号一八頁）

①	笠間家庭電化センター事件控訴審判決	②	営業譲渡	③	×
④	有限会社笠間電化センター	⑤	株式会社笠間家庭電化センター	⑥	株式会社笠間家庭電化センター

この裁判の判例評釈として、丸山秀平「判批」金判六四八号五一頁（一九八二）、藤川研策「判批」重判昭和五六年（ジュリ臨増七六八号）九五頁（一九八二）等がある。

【判例一覽番号 一・三一一】

神戸地判昭和五四年八月一〇日（昭和五三年（ワ）第八九四号、約束手形金請求事件、判時九六四号一一六頁）

①	キャロン製靴事件	②	営業譲渡	③	○
④	株式会社キャロン	⑤	株式会社キャロン製靴	⑥	株式会社キャロン製靴

この裁判の判例評釈として、松岡誠之助「判批」ジュリ七八八号一〇六頁（一九八三）等がある。

【判例一覽番号 一・三一二】

長野地判昭和五四年二月二四日（昭和五二年（ワ）第三三三号、損害賠償請求事件、交民一二卷六号一六六四頁）

商号等を続用する譲受人の責任に関する一考察（一）（笹久保）



①	松本スバル自動車事件	②	営業譲渡	③	○
④	松本スバル自動車株式会社	⑤	松本スバル自動車株式会社	⑥	松本スバル自動車株式会社

【判例一覧番号 一・三三】

東京地判昭和五五年四月一四日（昭和四九年（ワ）第一一五九号、貸金請求事件、判時九七七号一〇七頁、判タ四一九号一五二頁）

①	内外タイムズ事件	②	営業譲渡	③	○
④	株式会社内外タイムズ	⑤	内外タイムズ株式会社	⑥	内外タイムズ株式会社

この裁判の判例評釈として、渋谷達紀「判批」ジュリ七九六号一〇六頁（一九八三）、山本爲三郎「判批」法学研究五九巻六号一〇頁（一九八六）等がある。

【判例一覧番号 一・三四】

大阪地判昭和五七年九月二四日（昭和五六年（ワ）第二二四〇号、約束手形金等請求事件、金判六六五号四九頁）

①	マンゼン事件	②	営業譲渡	③	○
④	万善株式会社	⑤	株式会社マンゼン	⑥	株式会社マンゼン

この裁判の判例評釈として、石田榮一「判批」金判六七六号四六頁（一九八三）等がある。

【判例一覧番号 一・三五】

名古屋地判昭和六〇年七月一九日（昭和五八年（ワ）第二九二二号、損害賠償請求事件、判時一一七九号九六頁、判タ五六七号二二六頁）

①	中部太一事件	②	営業譲渡	③	×
④	株式会社太一商店	⑤	株式会社中部太一	⑥	株式会社中部太一

この裁判の判例評釈として、盛岡一夫「判批」金判七五〇号四一頁（一九八六）等がある。

【判例一覧番号 一・三六】

東京地判昭和六〇年一月二六日（昭和五七年（ワ）第一〇七九五号、昭和五九年（ワ）第三三二一号、損害賠償請求本訴、預り金返還請求反訴各事件、金判七五六号二五頁）

①	肉の宝屋チェーン事件	②	営業譲渡	③	×
④	株式会社肉の宝屋	⑤	協同組合肉の宝屋チェーン	⑥	協同組合肉の宝屋チェーン

この裁判の判例評釈として、藤村知己「判批」秋田法学九号一〇五頁（一九八七）等がある。

【判例一覧番号 一・三七】

仙台高判平成元年一〇月三〇日（昭和六三年（ネ）第三八三号、約束手形金請求控訴事件、金判八三九号一二頁）

①	朝日新聞須賀川西部専売所事件	②	営業譲渡	③	○
④	朝日新聞須賀川西部専売所	⑤	朝日新聞須賀川西部専売所	⑥	朝日新聞須賀川西部専売所

【判例一覧番号 一・三八】

横浜地判平成七年三月二日（平成一年（ワ）第二〇四五号、損害賠償請求事件、金判九七五号三七頁）

①	三和交通事件	②	営業譲渡	③	×
④	万葉交通株式会社	⑤	三和交通株式会社	⑥	三和交通株式会社

この裁判の判例評釈として、森本滋「判批」商事一五二七号四〇頁（一九九九）等がある。

【判例一覧番号 一・三九】

東京地判平成二二年二月二日（平成二一年（ワ）第一八五七〇号、制作費等請求事件、金法一六二二号五四頁）

商号等を続用する譲受人の責任に関する一考察（一）（笹久保）

①	平岡企画事件	②	営業譲渡	③	○
④	株式会社平岡企画	⑤	株式会社平岡企画	⑥	株式会社平岡企画

この裁判の判例評釈として、増田政章「判批」リマークス二五号（二〇〇二（下）八六頁（二〇〇二）、笹本幸祐「判批」法セ七七四号一〇六頁（二〇〇二）等がある。

【判例一覧番号 一・四〇】

東京地判平成二三年四月二日（平成二一年（ワ）第二六六二四号、預託金返還等請求事件、金判一二二九号一九頁）

①	北浦ゴルフ倶楽部事件第一審判決	②	営業の賃貸借	③	○
④	株式会社北浦ゴルフ倶楽部	⑤	北浦ゴルフ倶楽部株式会社	⑥	北浦ゴルフ倶楽部株式会社

【判例一覧番号 一・四一】（判例一覧番号一・四〇の控訴審）

東京高判平成二三年一〇月一日（平成二三年（ネ）第二五二九号、預託金返還等請求控訴事件、判時一七七二号一三九頁、金判一二二九号一三頁）

①	北浦ゴルフ倶楽部事件控訴審判決	②	営業の賃貸借	③	○
④	株式会社北浦ゴルフ倶楽部	⑤	北浦ゴルフ倶楽部株式会社	⑥	北浦ゴルフ倶楽部株式会社

この裁判の判例評釈として、西川昭「判批」金判一一四一号六一頁（二〇〇二）、笹本幸祐「判批」法セ七七〇号一一〇頁（二〇〇二）、山下真弘「判批」リマークス二六号（二〇〇三（上）八二頁（二〇〇三）、永井裕之「判批」判タ一一二五号（平成一四年度主要民事判例解説）二二四頁（二〇〇三）、吉村信明「判批」志学館法学四号一〇一頁（二〇〇三）、行澤一人「判批」商事一七三四号五〇頁（二〇〇五）等がある。

【判例一覧番号 一・四二】

東京地判平成二五年六月二五日（平成一四年（ワ）第六二〇七号、譲受債権請求事件、金法一六九二号五五頁）

①	藤和リフォーム事件	②	営業譲渡	③	○
④	株式会社藤和	⑤	株式会社藤和リフォーム	⑥	株式会社藤和リフォーム

この裁判の判例評釈として、増田政章「判批」リマークス二九号（二〇〇四（下）七八頁（二〇〇四）、M. I「判批」金法一六九九号七九頁（二〇〇四）、今泉邦子「判批」法学研究七八卷四号一〇九頁（二〇〇五）等がある。

【判例一覧番号 一・四十三】

東京地判平成一六年七月二六日（平成一五年（ワ）第二八〇七号、不当利得返還等請求事件、金判一二三二二号四二頁）

①	レイク事件	②	営業譲渡	③	○
④	株式会社レイク	⑤	株式会社レイク	⑥	株式会社レイク

この裁判の判例評釈として、菊池雄介「判批」受験新報六六一号二頁（二〇〇六）、岡田昌浩「判批」商事一八九六号五六頁（二〇一〇）等がある。

【判例一覧番号 一・四四】

東京地判平成二二年七月一五日（平成二〇年（ワ）第三二七八号、損害賠償請求事件、判タ一三一九号三二五頁）

①	イオキ事件	②	営業譲渡	③	○
④	イオキ商事株式会社	⑤	イオキ株式会社	⑥	イオキ株式会社

この裁判の判例評釈として、土岐孝宏「判批」法セ六六八号一二九頁（二〇一〇）等がある。

【判例一覧番号 一・四五】

宇都宮地判平成二二年三月一五日（平成二二年（ワ）第二四四号、代金支払請求事件、判タ一三三四号三二二頁）

①	せんきん事件	②	営業譲渡	③	○
④	仙倉酒造株式会社	⑤	株式会社せんきん	⑥	株式会社せんきん

商号等を続用する譲受人の責任に関する一考察（一）（笹久保）

この裁判の判例評釈として、山下真弘「判批」リマークス四三三号（二〇一一）（下）七八頁（二〇一一）、片木晴彦「判批」判例セレクト二〇一〇「II」（法教三六六号別冊付録）一五頁（二〇一一）、神吉正三「判批」龍谷法学四五巻三三九九五頁（二〇一一）等がある。

【判例一覧番号 一・四六】

大阪地判平成二二年一〇月四日（平成二二年（ワ）第二二二五号、貸金等請求事件、金法一九二〇号二一八頁）

①	摂津水都信用金庫事件	②	会社分割	③	×
④	株式会社Y（正式な商号不明）	⑤	株式会社Y（正式な商号不明）	⑥	株式会社Y（正式な商号不明）

この裁判の判例評釈として、弥永真生「判批」ジュリー四二四号五四頁（二〇一一）、新津和典「判批」金判一四〇五号一〇頁（二〇一一）、コエンズ久美子「判批」山形大学法政論叢五三三号一頁（二〇一一）等がある。

【判例一覧番号 一・四七】

神戸地姫路支判平成二三年四月二五日（平成二二年（ワ）第一五九六号、損害賠償請求事件、先物取引裁判例集六一巻三二五頁、消費者法ニュース八九号一六二頁）

①	岡安商事事件	②	会社分割	③	○
④	岡安商事株式会社	⑤	岡安商事株式会社	⑥	岡安商事株式会社

【判例一覧番号 一・四八】

福岡地判平成二四年九月一九日（平成二三年（ワ）五三三六、貸金請求事件、裁判所HP、DI-Law.com判例体系文献番号28211841）

①	九州Aコーヒー事件	②	営業譲渡	③	○
④	Aコーヒー株式会社（正式な商号不明）	⑤	九州Aコーヒー株式会社（正式な商号不明）	⑥	九州Aコーヒー株式会社（正式な商号不明）

【判例一覧番号 一・四九】

名古屋地判平成二七年三月三日（事件番号不明、供託金還付請求権確認請求事件、独立当事者参加申出事件、租税関係行政・民事判決集（徴収関係判決）平成二七年一月～平成二七年二月順号二七一―二二、D1-Law.com 判例体系文献番号 28251688）

①	F 事件第一審判決	②	会社分割	③	○
④	株式会社 F（正式な商号不明）	⑤	株式会社 F（正式な商号不明）	⑥	株式会社 F（正式な商号不明）

【判例一覧番号 一・五〇】（判例一覧番号一・四九の控訴審）

名古屋高判平成二七年二月一〇日（事件番号不明、供託金還付請求権確認請求、独立当事者参加申出控訴事件、租税関係行政・民事判決集（徴収関係判決）平成二七年一月～平成二七年二月順号二七一―四二、D1-Law.com 判例体系文献番号 28251713）

①	F 事件控訴審判決	②	会社分割	③	○
④	株式会社 F（正式な商号不明）	⑤	株式会社 F（正式な商号不明）	⑥	株式会社 F（正式な商号不明）

〔未完〕